

## **[事案 2020-186] 損害賠償請求**

・令和3年4月23日 裁定終了

※本契約の申立人は、法人である。

### **<事案の概要>**

適切なタイミングで解約の案内がなかったことを理由として、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成3年11月に契約した定期保険について、以下の理由により、相当額の損害を賠償してほしい。

(1)代理店や保険会社から解約返戻金の案内がなかったため、解約のタイミングを逃し、受け取る解約返戻金が減少した。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1)本契約は、解約返戻金率が最大でも約50%であり、死亡保障を目的とした商品であるため、解約返戻金を目当てに意図的に解約することは考えられない。このため、解約返戻金の推移等について、契約後に詳細に説明する義務はない。

(2)契約締結時に交付したご契約のしおりに、解約返戻金は全くないか、あってもごくわずかであるとの説明が記載されている。

(3)毎年契約者宛に、解約返戻金額に連動した契約者貸付可能金額が記載された「契約現況の案内」を送付しているほか、平成24年に申立人が給付金を請求した際に、加入後30年目で解約返戻金がゼロになる旨の証券の記載について質問しており、オペレーターが、そのような保険であることを回答している。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本契約締結後の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、代理店や保険会社から解約返戻金の案内がなかったため、本契約の解約のタイミングを逃したとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。